

菊陽町公告第32号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により令和6年3月12日付け菊陽町公告第15号で公告した農業振興地域整備計画を同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により菊陽町の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し次により意見書を提出することができる。

なお、同法第13条第4項において準用する第12条第1項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見書の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第13条第4項において準用する第11条第3項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に菊陽町にこれを申し出ることができる。

令和6年4月19日

菊陽町長 吉本孝寿



1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

(自) 令和6年4月20日

(至) 令和6年5月20日

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

菊陽町（農業委員会） 菊陽町大字久保田2800番地

3 意見書の提出について

(1) 意見書の提出先 菊陽町（農業委員会）

(2) 意見書の提出方法 住所及び氏名を記載し押印の上、書面により提出すること。

(3) 意見書の提出期限 縦覧期間満了の日

4 異議申出について

(1) 異議申出の申出先 菊陽町（農業委員会）

(2) 異議申出の方法 住所及び氏名を記載し押印の上、書面により提出すること。

(3) 異議申出の提出期限 令和6年6月4日